

平成17年加美町議会第1回定例会会議録第3号

平成17年2月24日（木曜日）

出席議員（47名）

1番	新田 祐一 君	2番	千葉 清喜 君
3番	木村 慶喜 君	4番	青木 喜右衛門君
5番	伊藤 信行 君	6番	早坂 勤治郎 君
7番	高橋 良一 君	8番	早坂 理 君
9番	米澤 秋男 君	10番	千葉 明朗 君
11番	佐藤 正憲 君	12番	畠山 和則 君
13番	板垣 敬志 君	14番	尾形 勝 君
15番	工藤 清悦 君	16番	田中 登 君
17番	近藤 義次 君	18番	佐藤 善一 君
20番	福島 久義 君	21番	熊谷 和夫 君
22番	渡辺 秀一 君	23番	岩渕 庸一 君
24番	門脇 幸悦 君	25番	新田 博志 君
26番	佐々木 敏雄 君	27番	畠山 こずゑ 君
28番	坂本 せん 君	29番	三嶋 等 君
30番	佐藤 澄男 君	31番	高橋 源吉 君
32番	高橋 毅 君	34番	吉岡 博道 君
35番	一條 光 君	36番	藤原 耕夫 君
37番	及川 六郎 君	38番	猪股 信俊 君
39番	星 義之佑 君	40番	板垣 博 君
41番	太田 義明 君	42番	伊藤 淳 君
43番	伊藤 貴康 君	44番	下山 孝雄 君
45番	渋谷 征夫 君	46番	川村 薫 君
47番	加藤 嘉一 君	48番	山城 庄一 君
49番	米木 正二 君		

欠席議員（2名）

19番 鎌田八郎君

33番 本多行夫君

欠員 なし

説明のため出席した者

町 長	星 明 朗 君
助 役	清 野 健 一 君
収 入 役	堀 川 勇 逸 君
総 務 課 長	森 田 善 孝 君
企 画 財 政 課 長	早 坂 仁 君
町 民 課 長	三 嶋 秀 二 郎 君
税 務 課 長	伊 藤 東 君
農 林 課 長	早 坂 宏 也 君
商 工 観 光 課 長 やぐらい高原温泉	古 内 公 雄 君
保 養 セ ン タ ー 所 長	早 坂 忠 幸 君
建 設 課 長	板 垣 政 義 君
保 健 福 祉 課 長	今 野 正 晴 君
上 下 水 道 課 長	二 瓶 悟 君
会 計 課 長	外 山 篤 可 君
小 野 田 支 所 長	小 松 信 一 君
宮 崎 支 所 長	岩 渕 浩 弥 君
総 務 課 長 補 佐	吉 田 恵 君
教 育 長	伊 藤 善 一 郎 君
教 育 総 務 課 長	鈴 木 啓 三 君
生 涯 学 習 課 長	星 秀 吾 君
農 業 委 員 会 会 長	兔 原 伸 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 熊 忠 男 君
代 表 監 査 委 員	引 地 田 路 子 君

事務局職員出席者

事務局長	澤口信君
主幹兼議事係長	渋谷正彦君
主事	伊藤一衛君
主事	佐藤匡亮君
主事	千葉美智子君

議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第31号 平成17年度加美町一般会計予算
- 第 3 議案第32号 平成17年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第33号 平成17年度加美町老人保健特別会計予算
- 第 5 議案第34号 平成17年度加美町介護保険特別会計予算
- 第 6 議案第35号 平成17年度加美町介護サービス事業特別会計予算
- 第 7 議案第36号 平成17年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
- 第 8 議案第37号 平成17年度加美町簡易水道事業特別会計予算
- 第 9 議案第38号 平成17年度加美町小野田簡易給水施設事業特別会計予算
- 第10 議案第39号 平成17年度加美町霊園事業特別会計予算
- 第11 議案第40号 平成17年度加美町営駐車場事業特別会計予算
- 第12 議案第41号 平成17年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計予算
- 第13 議案第42号 平成17年度加美町下水道事業特別会計予算
- 第14 議案第43号 平成17年度加美町浄化槽事業特別会計予算
- 第15 議案第44号 平成17年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算
- 第16 議案第45号 平成17年度加美町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで

午前10時00分 開議

○議長（米木正二君） 皆さんおはようございます。

本日は、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は44名であります。19番鎌田八郎君、33番本多行夫君より欠席届が出ております。4番青木喜右衛門君、9番米澤秋男君、40番板垣 博君より遅参届が出ております。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米木正二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、37番及川六郎君、38番猪股信俊君を指名いたします。

日程第 2 議案第31号 平成17年度加美町一般会計予算

第 3 議案第32号 平成17年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

第 4 議案第33号 平成17年度加美町老人保健特別会計予算

第 5 議案第34号 平成17年度加美町介護保険特別会計予算

第 6 議案第35号 平成17年度加美町介護サービス事業特別会計予算

第 7 議案第36号 平成17年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

第 8 議案第37号 平成17年度加美町簡易水道事業特別会計予算

第 9 議案第38号 平成17年度加美町小野田簡易給水施設事業特別会計予算

第10 議案第39号 平成17年度加美町霊園事業特別会計予算

第11 議案第40号 平成17年度加美町営駐車場事業特別会計予算

第12 議案第41号 平成17年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計予算

第13 議案第42号 平成17年度加美町下水道事業特別会計予算

第14 議案第43号 平成17年度加美町浄化槽事業特別会計予算

第15 議案第44号 平成17年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算

第16 議案第45号 平成17年度加美町水道事業会計予算

○議長（米木正二君） お諮りいたします。日程第2、議案第31号平成17年度加美町一般会計予

算、日程第3、議案第32号平成17年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、日程第4、議案第33号平成17年度加美町老人保健特別会計予算、日程第5、議案第34号平成17年度加美町介護保険特別会計予算、日程第6、議案第35号平成17年度加美町介護サービス事業特別会計予算、日程第7、議案第36号平成17年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、日程第8、議案第37号平成17年度加美町簡易水道事業特別会計予算、日程第9、議案第38号平成17年度加美町小野田簡易給水施設事業特別会計予算、日程第10、議案第39号平成17年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第11、議案第40号平成17年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第12、議案第41号平成17年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計予算、日程第13、議案第42号平成17年度加美町下水道事業特別会計予算、日程第14、議案第43号平成17年度加美町浄化槽事業特別会計予算、日程第15、議案第44号平成17年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算、日程第16、議案第45号平成17年度加美町水道事業会計予算、以上15件はいずれも平成17年度当初予算であり関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第31号から日程第16、議案第45号までを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第2、議案第31号から日程第16、議案第45号までを一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） おはようございます。

3日目でございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成17年度加美町各種会計当初予算の提案理由の説明をさせていただきます。

平成17年度一般会計ほか各種会計予算の概要につきましては、施政方針で申し上げたとおりでございますが、各種会計予算総額等について説明を申し上げます。

議案第31号平成17年度加美町一般会計予算、歳入歳出それぞれ140億6,500万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第32号平成17年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ25億5,500万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第33号平成17年度加美町老人保健特別会計予算、歳入歳出それぞれ30億5,500万円とし、一時借入金の最高限度額について定めるものであります。

議案第34号平成17年度加美町介護保険特別会計予算、歳入歳出それぞれ14億5,600万円と

し、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第35号平成17年度加美町介護サービス事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 3,500万円と定めるものであります。

議案第36号平成17年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、歳入歳出それぞれ 580万円と定めるものであります。

議案第37号平成17年度加美町簡易水道事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 5,300万円とし、地方債について定めるものであります。

議案第38号平成17年度加美町小野田簡易給水施設事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 560万円と定めるものであります。

議案第39号平成17年度加美町霊園事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 145万円と定めるものであります。

議案第40号平成17年度加美町営駐車場事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 820万円と定めるものであります。

議案第41号平成17年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ4億 3,600万円とし、債務負担行為、一時借入金の最高限度額について定めるものであります。

議案第42号平成17年度加美町下水道事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ15億 3,500万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額について定めるものであります。

議案第43号平成17年度加美町浄化槽事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 5,800万円とし、債務負担行為、地方債について定めるものであります。

議案第44号平成17年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ5億 3,600万円と定めるものであります。

議案第45号平成17年度加美町水道事業会計予算、収益的収入及び支出については、収入支出をそれぞれ5億 3,002万 6,000円とし、資本的収入及び支出について資本的収入1億円、資本的支出2億 761万 2,000円で、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額1億 761万 2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

以上申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長より説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） 続いて、担当課長より説明を求めます。

一般会計、企画財政課長。

○企画財政課長（早坂 仁君） 議案第31号について、朗読をもって説明とさせていただきます。

平成17年度加美町一般会計予算

平成17年度加美町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ140億6,500万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成17年2月21日提出

加美町長 星 明 朗

○議長（米木正二君） 続いて、国民健康保険事業特別会計、保健福祉課長。

○保健福祉課長（今野正晴君） 次の黄色の境の色紙の次のページをお願いします。

議案第32号

平成17年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

平成17年度加美町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億5,500万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成17年2月21日提出

加美町長 星 明 朗

○議長(米木正二君) では、老人保健特別会計。

○保健福祉課長(今野正晴君) 黄色の次のページをお願いします。

議案第33号

平成17年度加美町老人保健特別会計予算

平成17年度加美町老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億5,500万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 医療諸費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成17年2月21日提出

加美町長 星 明 朗

○議長(米木正二君) 次に、介護保険特別会計。

○保健福祉課長(今野正晴君) 次の黄色のページの次をお願いします。

議案第34号

平成17年度加美町介護保険特別会計予算

平成17年度加美町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億5,600万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成17年2月21日提出

加美町長 星 明 朗

○議長(米木正二君) 次に、介護サービス事業特別会計。

○保健福祉課長(今野正晴君) 次の黄色のページをお願いします。

議案第35号

平成17年度加美町介護サービス事業特別会計予算

平成17年度加美町介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,500万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成17年2月21日提出

加美町長 星 明 朗

○議長(米木正二君) 続いて、加美郡介護認定審査会特別会計。

○保健福祉課長(今野正晴君) 次の黄色のページの次をお願いします。

議案第36号

平成17年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

平成17年度加美郡介護認定審査会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 580万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成17年2月21日提出

加美町長 星 明 朗

○議長(米木正二君) 次に、簡易水道事業特別会計、上下水道課長。

○上下水道課長(二瓶 悟君)

議案第37号

平成17年度加美町簡易水道事業特別会計予算

平成17年度加美町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,300万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成17年2月21日提出

加美町長 星 明 朗

○議長(米木正二君) 続いて、小野田簡易給水施設事業特別会計。

○上下水道課長(二瓶 悟君)

議案第38号

平成17年度加美町小野田簡易給水施設事業特別会計予算

平成17年度加美町小野田簡易給水施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 560万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成17年2月21日提出

加美町長 星 明 朗

○議長(米木正二君) 次に、霊園事業特別会計、町民課長。

○町民課長（三嶋秀二郎君） それでは、平成17年の加美町霊園事業特別会計予算について御説明します。

議案第39号

平成17年度加美町霊園事業特別会計予算

平成17年度加美町霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ145万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成17年2月21日提出

加美町長 星 明 朗

○議長（米木正二君） 町営駐車場事業特別会計、商工観光課長。

○商工観光課長（古内公雄君） 朗読いたします。

議案第40号

平成17年度加美町営駐車場事業特別会計予算

平成17年度加美町営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ820万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成17年2月21日提出

加美町長 星 明 朗

○議長（米木正二君） 次に、小野田温泉保養センター等事業特別会計、やくらい高原温泉保養センター所長。

○やくらい高原温泉保養センター所長（早坂忠幸君）

議案第41号

平成17年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計予算

平成17年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,600万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

平成17年2月21日提出

加美町長 星 明 朗

○議長(米木正二君) 下水道事業特別会計、上下水道課長。

○上下水道課長(二瓶 悟君)

議案第42号

平成17年度加美町下水道事業特別会計予算

平成17年度加美町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億3,500万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

平成17年2月21日提出

加美町長 星 明 朗

○議長(米木正二君) 浄化槽事業特別会計。

○上下水道課長(二瓶 悟君) 続きまして、浄化槽事業です。

議案第43号

平成17年度加美町浄化槽事業特別会計予算

平成17年度加美町浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,800万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成17年2月21日提出

加美町長 星 明 朗

○議長(米木正二君) 次に、工業用地等造成事業特別会計、商工観光課長。

○商工観光課長(古内公雄君) 朗読いたします。

議案第44号

平成17年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算

平成17年度加美町工業用地等造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億3,600万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成17年2月21日提出

加美町長 星 明 朗

○議長(米木正二君) 次に、水道事業会計、上下水道課長。

○上下水道課長(二瓶 悟君)

議案第45号

平成17年度加美町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度加美町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 給水戸数 | 8,128戸 |
| (2) 給水量 | 2,350,000m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 6,438m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予算額は、次のとおり定める。

収入

- | | |
|------------|------------------|
| 第1款 水道事業収益 | 5億 3,002万 6,000円 |
| 第1項 営業収益 | 5億 2,922万 6,000円 |
| 第2項 営業外収益 | 80万円 |

支出

- | | |
|------------|------------------|
| 第1款 水道事業費用 | 5億 3,002万 6,000円 |
| 第1項 営業費用 | 4億 8,768万円 |
| 第2項 営業外費用 | 3,835万 2,000円 |
| 第3項 特別損失 | 1万円 |
| 第4項 予備費 | 398万 4,000円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予算額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億 761万 2,000円は過年度分損益勘定留保資金1億 761万 2,000円で補填するものとする。)

収入

- | | |
|-----------|---------|
| 第1款 資本的収入 | 1億円 |
| 第1項 企業債 | 7,750万円 |
| 第2項 国庫補助金 | 2,250万円 |

支出

- | | |
|------------|------------------|
| 第1款 資本的支出 | 2億 761万 2,000円 |
| 第1項 建設改良費 | 1億 4,681万 4,000円 |
| 第2項 企業債償還金 | 6,079万 8,000円 |

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、又はそれ以

外の経費をその金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 4,683万 1,000円
2. 交際費 5万円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「企業債」による。

平成17年2月21日提出

加美町長 星 明 朗

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号から議案第45号につきましては、先例69及び103の規定により、議長を除く全員で構成する平成17年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して慎重に審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する平成17年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、議員各位に申し上げます。

委員会条例第9条の規定によりまして、平成17年度予算審査特別委員会を直ちに本議場に招集いたしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

午前10時32分 散会

上記会議の結果は、事務局長澤口 信が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成17年2月24日

加美町議会議長 米 木 正 二

署 名 議 員 及 川 六 郎

署 名 議 員 猪 股 信 俊